

二級
私は、木造 建築士の試験（免許）を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せてこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを第三者が確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。なお、下記記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名
(自署)

埼玉県知事
埼玉県指定登録機関 殿
一般社団法人埼玉建築士会会長

記

勤務先等

勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	R2年 4月～ R4年 3月	2年 0か月
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)
年月～年月	年月数		
R2年4月～R4年3月	2年 0月	学生	大学院の課程におけるインターンシップ
年 月～ 年 月	年 月		
年 月～ 年 月	年 月		

建築実務の詳細

建築実務経験期間の合計

2年 0か月

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
(1)	インターンシップ及びインターンシップ関連科目の修得	—	R2年 4月～R4年 3月	100%	1年 0か月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等) 〇〇建築設計事務所 おける建築設計に関するインターンシップを行い、インターンシップ及びインターンシップ関連科目の修得により大学院が定める所定の単位数32単位を取得。 建築士試験の大学院における実務経験に係る修得単位証明書(別紙)を提出。				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					

(第2面)

(4)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				
(5)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				
(6)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				
(7)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)				
※経由機関記載欄		※指定登録機関記載欄			

二級

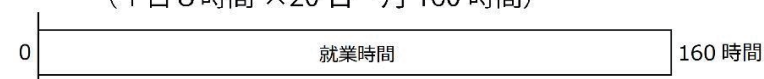
- 注意事項 1 数字は、算用数字を用い、木造欄は該当する方を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 この実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 4 記載内容に不備があった場合又は疑義が生じた場合には、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。
- 5 虚偽の実務経歴を記載した場合には、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。
- 6 ※の欄は、記入しないでください。

【建築実務の割合求め方】

建築実務の割合とは、申請者が勤務する会社の月の就業時間内において対象実務に従事した割合です。本割合は、対象実務に対し、どの程度寄与していたかを示す割合ではありませんのでご注意ください。

- 本割合について、対象実務のみを行った場合は100%と記入してください。（下図の例①参照）
- 対象ではない実務（総務・経理等の業務、対象実務の例示コード表に「×」と表記されている業務等）を並行して行った場合、その割合を差し引いた値（90%、80%・・・等）を建築実務の割合としてください（下図の例②参照）。
- また、対象実務に従事した時間が、勤務する会社の月の就業時間以上の場合、対象ではない実務を行った割合に限らず、対象実務の割合は100%と記入してください。（下図の例③参照）

【基準】 1日8時間の勤務を月に20日間行った場合
（1日8時間×20日＝月160時間）



【例①】 月に、対象実務を160時間従事した場合



建築実務の割合は、100%（160時間／160時間）としてください。

【例②】 月に、対象実務128時間、対象ではない実務32時間従事した場合



建築実務の割合は、80%（128時間／160時間）としてください。

【例③】 月に、対象実務を180時間、対象ではない実務を20時間従事した場合



建築実務の割合は、100%（180時間／160時間＝112.5%）としてください。

※対象実務に従事した時間が月の就業時間以上の場合、
建築実務の割合を100%としてください。

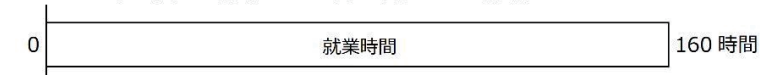
- 時短勤務等の場合の建築実務の割合は、会社の月の就業時間を基準として、時短勤務において対象実務に従事した時間（月単位）が占める割合とします。（次頁の例④）

例：勤務する会社における月の就業時間は160時間で、申請者は時短勤務として1日4時間・月20日勤務（月80時間程度）である。

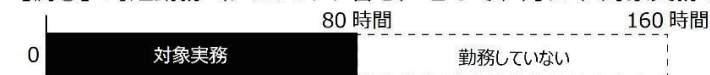
この場合の「建築実務の割合」の算出例： $80時間 / 160時間 = 0.5$ （50%）となります。

時短勤務で、さらに対象ではない実務を同時に行った場合は、時短により算出した割合から対象ではない実務を行った割合を差し引いた値として記入してください。

【基準】 1日8時間の勤務を月に20日間行った場合
（1日8時間×20日＝月160時間）



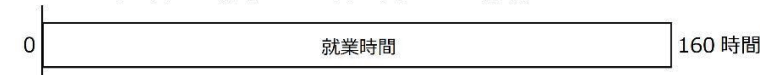
【例④】 時短勤務（アルバイト含む）として、月に、対象実務を80時間従事した場合



建築実務の割合は、50%（80時間／160時間）としてください。

- 一定の期間内において複数の対象実務に従事し、対象実務に従事した時間の合計が月の就業時間以上となっている場合は、業務始期が新しい実務をその期間内において従事した実務とした上で「建築実務の割合」を100%と記入してください（下図の例⑤参照）。
- 複数の対象実務を行っていても、対象実務に従事した時間の合計が月の就業時間未満の場合は、業務始期が新しい実務をその期間内において従事した実務とした上で、対象ではない実務を行った割合を差し引いた値（90%・80%・・・等）を記入してください（下図の例⑥参照）。

【基準】 1日8時間の勤務を月に20日間行った場合
（1日8時間×20日＝月160時間）



【例⑤】 複数の対象実務(A、B)に従事し、従事した実務時間の合計が就業時間以上の場合
（業務始期が対象実務Aの方が新しい場合）



**対象実務Aをその期間内において従事した実務とし、
建築実務の割合は、100%としてください。**

【例⑥】 複数の対象実務(A、B)に従事し、従事した実務時間の合計が就業時間未満の場合
（業務始期が対象実務Bの方が新しい場合）



**対象実務Bをその期間内において従事した実務とし、
建築実務の割合は、90%（144時間／160時間※）としてください。**

※この場合の建築実務の割合＝その期間内に従事した対象実務の時間の合計／月の就業時間